

「札幌市民泊総合窓口運営管理業務」にかかる質問と回答（令和6年3月14日現在）

	資料名称	該当ページ等	質問内容	回答
1	仕様書	2ページ目 「2基本方針(5) 再委託の禁止」	「ア(6)に記載する専門的な知見を有する者から助言を求める等して、届出事業者が届出を適正に行えるよう支援できる体制を確保すること」こちらは貴市よりご紹介などはございますでしょうか、もしくは必ずしも必須ではなく、必要に応じた判断、選任なども含め受託側の対応となりますでしょうか	本業務は、住宅宿泊事業の届出等に係る申請書類の審査業務となりますので、行政関係書類の作成や住宅宿泊事業法及び関係法令に関する知識が必要と考えており、一般的には行政書士に準じた知識を有する従事者を受託者側で配備いただくこととなります。 このため、本市で紹介等は行うものではなく、選任等については受託者側の責任において行っていただくこととなります。
2	仕様書	3ページ目 「4業務実施期間等(3)業務実施日及び時間」	コールセンター業務以外の業務は「9時00分から17時00分まで」とございますが、窓口は昼休憩時間帯も要員配置が必要かと存じますが、郵送業務に関しては、その限りではないという認識にて相違ございませんでしょうか	郵便業務については随時となりますので、御社のご了解に相違ありません。
3	仕様書	7ページ目 「7設備機器等(4)各種回線使用料」	「インターネット回線・電話回線等の使用料等については受託者にて負担することとする」とございますが、ご用意いただいた北海道経済センタービル内で運営する場合も同様でございますでしょうか。 現在利用されているインターネット、電話回線を引き続き利用させていただき、利用料をお支払いするのか、新規契約（電話番号は引継ぎor新規取得）となるのかご確認いただけますでしょうか。	新規契約となります。なお、現在の受託者はコールセンターを北海道経済センタービル以外の場所に設置しております。